

横浜市港南公会堂、港南土木事務所 港南区民活動支援センターの施設管理に関する管理協定書（案）

横浜市港南公会堂（以下、公会堂）の指定管理者である〇〇（以下、公会堂）と港南土木事務所及び港南区民活動支援センター運營業務受託者である〇〇（以下、支援センター）は協議のうえ3者の施設管理について、次のとおり覚書を締結する。

1 対象施設

この覚書の対象となる施設は、次のとおりとする。

(1) 建物名

横浜市港南公会堂
港南土木事務所
港南区民活動支援センター

(2) 所在地

横浜市港南区港南中央通 10 番 1 号

(3) 面積

敷地面積 3,007.95 m²

(4) 建物構造

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造

(5) 規模

ア 建築面積 1920.69 m²

イ 延床面積 5940.57 m²

施設名	延床面積
港南公会堂	3211.14 m ²
港南土木事務所	1343.30 m ²
港南区民活動支援センター	265.31 m ²
地下駐車場	1120.82 m ²

2 施設管理・修繕

(1) 管理区分

原則として、別紙「管理区分図」に従い、各施設の専用部分については、それぞれの施設が管理修繕（設備・機器なども含む。以下同様とする。）するものとする。なお、消防用設備、空調設備等建物一体で点検が必要な設備については、公会堂が管理修繕を行う。また、外構部分を含む共用部分については、公会堂が管理するものとする。

ただし、駐車場についての管理は以下のとおりとする。

ア 駐車場エリアについては公会堂・土木事務所が両者で管理する。

イ 駐車場における電動シャッターは土木事務所専有部分を含め点検を公会堂が行い、修繕は各々

が行うものとする。

(2) 管理・修繕に関する特記事項

(1) 管理区分の定め原則にかかわらず、次の事項については各指定の施設が実施するものとする。

- ア 施設全体に係る管理業務及び修繕工事等は公会堂が行い、公会堂が経費を負担する。(参考：別表1)
- イ 施設全体に係る設備・機器等の保守点検は関係する法令のもと、必要に応じて管理者を選任して公会堂が行う。ただし、その他個別事情により追加の点検を行う際は、公会堂が選任した管理者と調整を行いそれぞれが行うものとする。
- ウ 施設全体の機械警備委託、外構整備委託などは公会堂が契約し経費を負担する。
- エ 施設全体の清掃委託は公会堂が契約を行う。契約の際、占有エリアごとに請求を分けることとし、後日各施設に請求するものとする。また、共有部分にかかる費用は公会堂が負担する。
- オ 電気の費用は公会堂が一時的に負担し、個別メーターごとにエリアごとの経費を算出し、後日各施設に請求するものとする。また、共有部分にかかる費用は公会堂が負担する。
- カ 上下水道の費用は公会堂が支払い、個別メーターごとに経費を算出し後日各施設に請求するものとする。また、共有部分及び空調にかかる費用は公会堂が負担する。
- キ ガスの経費は土木事務所が契約し支払う。
- ク 防火管理者を施設ごとに定め、防火管理上必要な業務を行う。

3 その他

- (1) 行政財産の目的外使用については、土木事務所占有区域を除き公会堂及び支援センターの所管課である港南区地域振興課が許可手続きを行うこととする。
- (2) この覚書に定めのない事項については、港南公会堂の指定管理者、港南土木事務所、港南区民活動支援センターの受託者が協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を称するため本書を3通作成し、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

横浜市港南公会堂指定管理者
〇〇〇会社 代表〇〇

横浜市港南土木事務所
所長〇〇

港南区民活動支援センター運営受託者
〇〇会社 代表〇〇

別表1 施設全体に係る保守点検等

・建物設備維持管理	・消防用設備等保守点検委託
・中央監視装置点検	・電話交換機、電気時計点検
・自家用電気工作物保安管理点検	・昇降機・自動ドア点検
・電気設備点検	・非常通報装置点検
・空調調和設備保守点検	・駐車場電動シャッター点検
・熱源機器等点検	・清掃業務
・フロン漏洩点検	・植栽管理
・環境衛生管理業務	・屋外排水管の逆流防止弁点検
・ガソリントラップ清掃	・その他必要な施設全体に関わる委託等

※委託業務の仕様については、各施設が協議して定める。